

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	行為の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町砂防法施行細則第 3 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町砂防法施行細則第 3 条第 1 項、第 5 条、第 15 条 2 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町砂防法施行細則 （制限行為）</p> <p>第 3 条 砂防指定地（砂防法第 2 条の規定により国土交通大臣が指定した土地をいう。以下同じ。）において、次に掲げる行為をしようとする者（次条第 1 項に規定する者を除く。）は町長の許可を受けなければならない。</p> <p>（1） 施設又は工作物の新築、増築、改築又は除却 （2） 立木竹の伐採又は樹根の採取 （3） 木竹の滑り下ろし又は地引きによる搬出 （4） 掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更 （5） 土石（砂れきを含む。以下同じ。）の採取若しくは鉱物の採掘又はこれら たい積若しくは投棄 （6） 前各号に掲げるもののほか、町長が治水上砂防のため支障があると認める 行為</p> <p>2、3 略 （許可申請）</p> <p>第 5 条 第 3 条第 1 項の許可を受けようとする者は、砂防指定地内制限行為許可申請書（様式第 1 号）に、前条第 1 項の許可を受けようとする者は、砂防設備占用等許可申請書（様式第 2 号）に、それぞれ次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>（1） 位置図 （2） 平面図 （3） 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条に規定する地図に申請地を明示したもの （4） 事業計画の概要を記載した書類</p>

	<p>(5) 権原を有することを証する書類</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 (新たに砂防指定地となった場合の特例)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、同項の指定の日から6月間に限り、同項に規定する行為について第3条第1項の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該6月間を超えて当該行為をしようとする者は、新たに同項の許可を受けなければならない</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	占用又は土砂採取の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町砂防法施行細則第 4 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町砂防法施行細則第 4 条 1 項、第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町砂防法施行細則 （砂防設備の占用等の許可）</p> <p>第 4 条 砂防設備を占用しようとする者又は砂防設備から土石を採取しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略 （許可申請）</p> <p>第 5 条 第 3 条第 1 項の許可を受けようとする者は、砂防指定地内制限行為許可申請書（様式第 1 号）に、前条第 1 項の許可を受けようとする者は、砂防設備占用等許可申請書（様式第 2 号）に、それぞれ次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 位置図 (2) 平面図 (3) 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条に規定する地図に申請地を明示したもの (4) 事業計画の概要を記載した書類 (5) 権原を有することを証する書類 (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	許可事項変更の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町砂防法施行細則第 6 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町砂防法施行細則第 6 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町砂防法施行細則 （許可事項の変更） 第 6 条 第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、許可事項変更許可申請書（様式第 3 号）により町長の許可を受けなければならない。 2 略
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	許可の更新
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町砂防法施行細則第 7 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町砂防法施行細則第 3 条第 3 項、第 4 条第 2 項、第 7 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○美郷町砂防法施行細則 （制限行為） 第 3 条 略 2 略 3 第 1 項の許可の期間は、5 年以内とする。 （砂防設備の占用等の許可） 第 4 条 略 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の許可について準用する。 （許可の更新） 第 7 条 許可を受けた者は、当該許可の期間の満了後引き続き当該許可に係る行為 又は占用若しくは採取をしようとするときは、期間の満了の日の 30 日前までに許 可期間更新許可申請書（様式第 4 号）を町長に提出して、許可の更新を受けな ければならない。
	参 考 資 料
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 30 日
	備 考
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	権利義務の譲渡の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町砂防法施行細則第 10 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町砂防法施行細則第 10 条第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町砂防法施行細則 （権利義務の譲渡） 第 10 条 許可を受けた者は、当該許可に係る権利義務を譲渡しようとするときは、当該許可に係る権利義務を譲り受けようとする者とともに、権利義務譲渡許可申請書（様式第 6 号）により町長の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により権利義務を譲り受けようとする者は、権原を有することを証する書類を申請書に添付するものとする。 3 略
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	原状回復の免除
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町砂防法施行細則第 14 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町砂防法施行細則第 14 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町砂防法施行細則 （原状回復） 第 14 条 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに砂防設備又は砂防指定地を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが適当でない町長が認める場合は、この限りでない。 （1） 許可期間が満了したとき。 （2） 第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の許可に係る行為又は占用若しくは採取を廃止し、又は完了した場合において、前条第 1 項後段の規定による届出があったとき。 （3） 許可を受けた者が解散した場合において、前条第 3 項の規定による届出があったとき。 （4） 許可を受けた目的を達成することが、事実上できなくなったとき。 2 略
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日